

令和7年度

大手前通りイルミネーションほこみち社会実験ほか

にぎわい創出業務委託

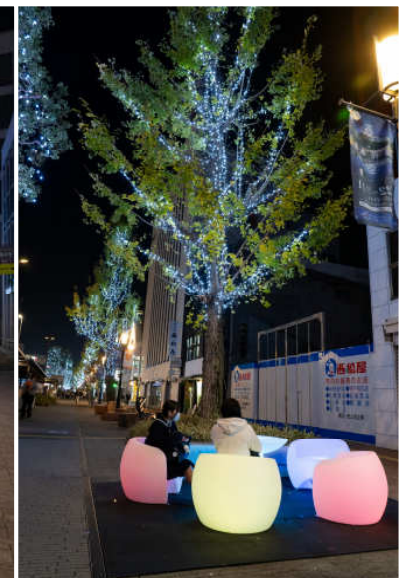
別紙4 提案者向け資料

姫路市 産業振興課

令和7年7月



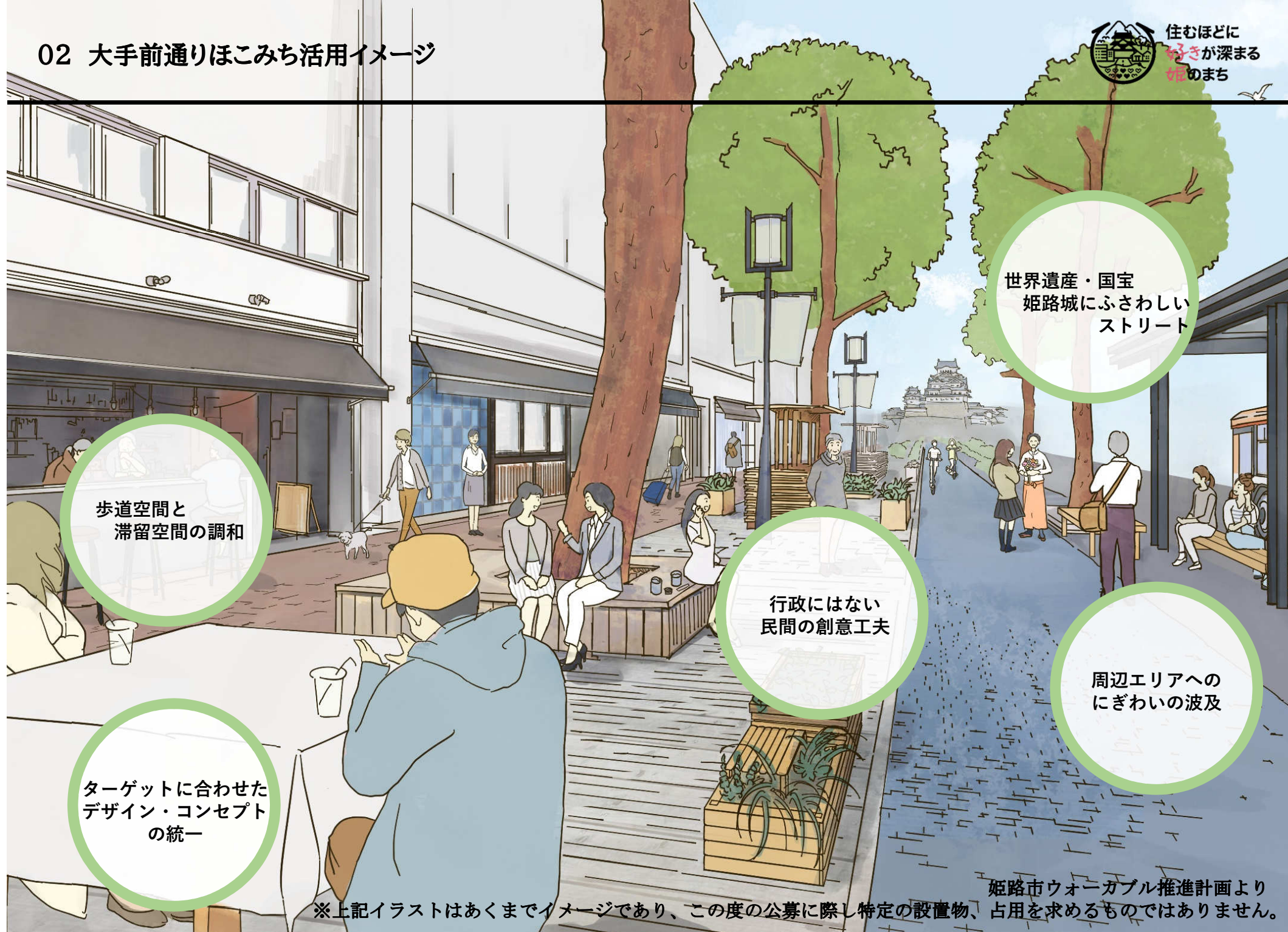
01 ほこみち活用実績



02 大手前通りほこみち活用イメージ



住むほどに
好きが深まる
姫のまち



歩道空間と
滞留空間の調和

世界遺産・国宝
姫路城にふさわしい
ストリート

行政にはない
民間の創意工夫

周辺エリアへの
にぎわいの波及

ターゲットに合わせた
デザイン・コンセプト
の統一

※上記イラストはあくまでイメージであり、この度の公募に際し特定の設置物、占用を求めるものではありません。

姫路市ウォーカブル推進計画より

本業務では、本市への誘客促進、滞留時間の延長やまちなかの回遊性向上を目的とする「Himeji大手前通りイルミネーション」の実施効果を最大化させるため、ひと中心の空間として整備した大手前通りの“ほこみち”を活用して、市民や来訪者を惹きつける魅力的で高質な空間づくりに資するイベントを実施します。

合わせて今後のさらなる“ほこみち(公共空間利活用)”の可能性を検討する材料とするため、姫路駅前でも実験的に“ほこみち”に準じたイベントを社会実験として実施し、その効果を測定します。

居心地が良く歩きたくなるまちなかの軸である姫路駅前から世界遺産・国宝姫路城を結ぶ「大手前通り」で実施している“ひめじのほこみち”の認知度を上げるとともにまちなかのブランド価値を高めるイベントを提案してください。

Point: 本業務では以下のターゲットを設定します。ターゲットに合わせたイベント、広報手法を提案してください

30歳代

～50歳代の女性

1

大手前通りイルミネーション
来場者数最多層

20歳代

～30歳代

のカップル

2

“出会いのまちひめじ”
大手前通りイルミネーション
を新たなデートスポットに

訪日外国人

3

大阪・関西万博

05 イルミネーション実施スケジュール

Point: Himeji大手前通りイルミネーションほか姫路城周辺のイベントは以下のスケジュールでの実施を予定しています

ターゲットだけでなく季節、他イベントも考慮したスケジュールを提案してください

※下記スケジュールあくまで公告日時点のものであり、今後予告なく変更する場合があります

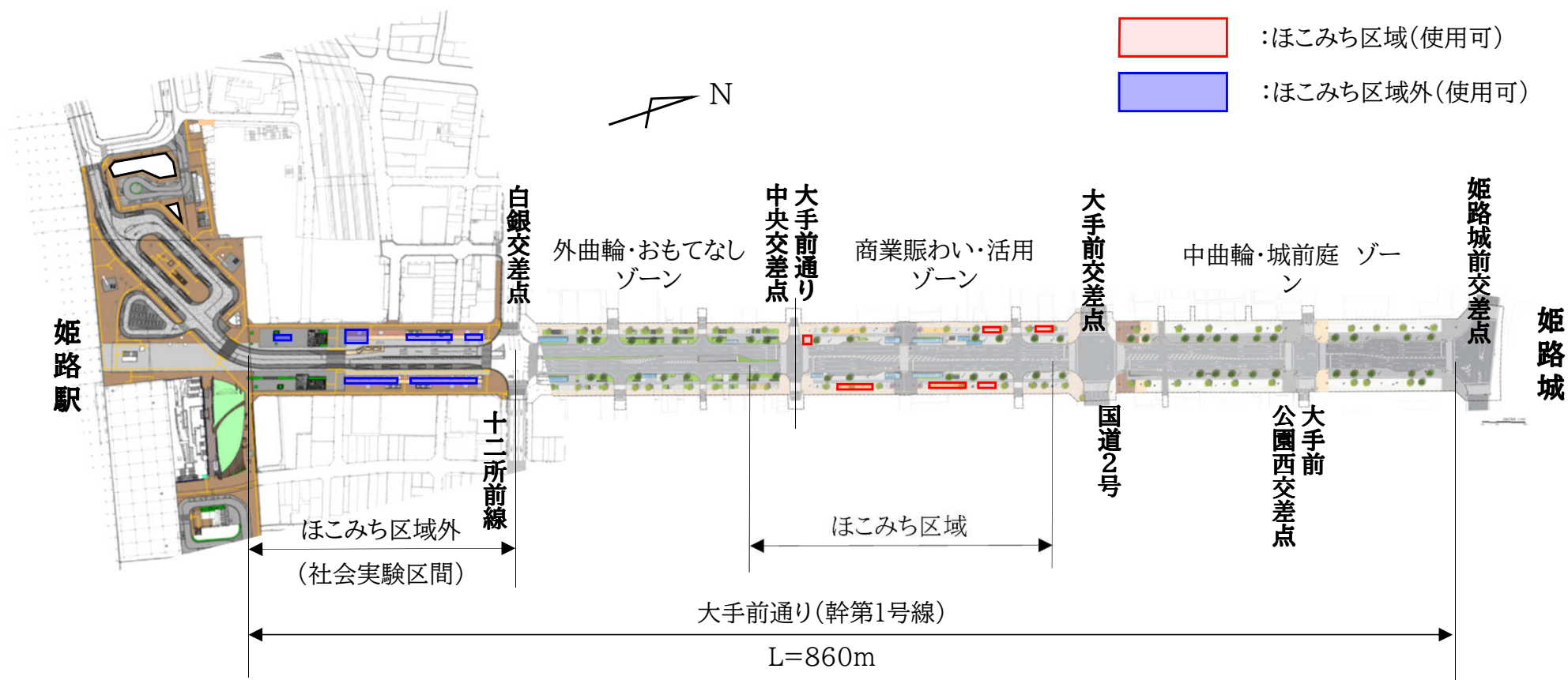
4月	5・6・7・8月	9月	10月	11月	12月
大阪・関西万博開催期間					
4/13			10/13		
万博×Himeji大手前通り イルミネーション					
4/13			10/13	Himeji大手前通り イルミネーション2025 11/22 ~2/22	
				大手前通り歩行者天国(予定) 11/22(土)・23日(日)	
				大手前通り歩行者天国(予定) 12/20(土)・21日(日)	
				(仮称)姫路城クリスマスディ(予定) (大手前公園) 12/19(金)~12/21(日)	
				(仮称)姫路城ライトアップイベント(予定) (姫路城三の丸広場) 11/22 12/11	
				姫路食博2025(予定) (大手前公園) 11/22(土)~11/24(月)	
				第38回姫路全国陶器市(予定) (大手前公園) 10/31(金)~11/4(火)	
				人間将棋 姫路の陣(予定) (姫路城三の丸広場) 11/1(土)・11/2(日)	
本業務イベント期間					
		9/末	※毎日のイベント実施は不要です。 ただし万博期間、10/14~11/21の期間、11/22以降の3パターン それぞれで少なくとも1回はイベントを実施すること		12/末

06 イベント実施エリア概要平面図(別紙1)

Point: イベント開催エリアは以下を予定しています

イベント実施エリアに偏りがないよう実施エリアを設定してください

※ほこみち区域のみ実施、区域外のみ実施、区域内外両方実施の3パターンそれぞれで少なくとも1回はイベントを実施すること



※ほこみち区域内外の詳細エリアは別紙2、3を参照してください

07 本市からの貸出物

Point: イベント実施に際し以下のものを貸し出すことを予定している

受託者の責任のもと適正に管理し、業務完了後は指定の場所に返却すること

※別イベントでも使用する可能性があるため、使用日、期間については、契約後発注者と協議の決定する

◇ライティングファニチャー(ポータブルバッテリー含む)



- ・テーブル 2台
- ・イス 8脚
- ・ポータブルバッテリー 2台

◇イス、テーブル



- ・テーブル 20卓
- ・イス 80脚

01 ほこみち区域内イベントの企画(要求水準書P2)

万博期間も含め「(仮)Himeji大手前通りイルミネーション2025」開催期間及び開催していない期間両方について、ほこみち区域を活用した多くの来場が見込めるイベント(休憩等のスペースの設置、飲食及び物販等、体験型プログラム等)を企画すること。

02 ほこみち区域外社会実験イベントの企画(要求水準書P2)

- ① 将来のほこみち区域拡大に向け、姫路駅前から十二所前線までの区間(詳細別紙3参照)において、ほこみち区域拡大を見据えたイベント(休憩等のスペースの設置、飲食及び物販等、体験型プログラム等)を企画すること。なお、当該区間におけるイベント開催に係る手続き(道路占用及び道路使用許可申請)は、発注者も実現に向け共同で協議を行うが、企画内容、検討場所により実現できない場合がある。その際は、発注者と協議の上、実施場所を既存のほこみち区域内に変更するなど、企画内容を変更することがある。
- ② 姫路駅前から十二所前線までの区間の歩道内には車両(キッチンカー)の駐車ができない。
- ③ 姫路駅前から十二所前線までの区間は、一般車両の乗り入れが禁止されているため、乗り入れが必要な場合は、警察と協議の上、通行許可の手続きを行うこと。

03 出店事業者の募集と調整(要求水準書P3)

- ① 出店に必要な保健所、消防署、警察署への手続きに際しては、受託者で書類等のとりまとめを行い、各種申請、届出を行うこと。なお、キッチンカーの出店においては、違法改造車か否かについて確認を得る必要があるため、出店の1カ月前に車検証の写し、車両の全景、前後左右の写真、その他警察が必要とする書類を提出すること。
- ② ほこみち区域内の使用に関しては、現ほこみち占有者である大手前通り街づくり協議会と事前に協議を行うこと。

04 広報活動(要求水準書P4)

- ① 発注者とも連携し、イベント実施前にSNS等を用いて来場者を増やすとともに「大手前通りのほこみち」の認知度を上げる効果的なPR活動を積極的に行うこと。
- ② イベント内容をイメージしたフォトモンタージュ、パース、写真等の広報用資料3点以上を9月中旬までに発注者に提出すること。
- ③ イベント実施時は、適宜、写真や動画による撮影記録を行うこと。
- ④ 初回のイベント開催時は写真や動画を撮影の上、再生時間1分程度の動画を1本制作し、初回イベント開催後1週間以内にMP4形式により発注者に提出するとともに2回目以降のイベント広報媒体としてその動画を積極的に活用すること。

なお、作成する動画のコンセプトは「居心地が良く歩きたくなるまちなか」とし、構成・演出に合ったBGMの選定を行い、要求水準書に記載する留意事項を確認の上コンセプト及びターゲットに合ったものを作成すること。

05 イベントの開催(要求水準書P4)

- ① テント等の調達物については、購入、リースは問わないが、本業務期間中における経済比較の上、安価な方を採用すること。なお、購入の場合は業務完了後発注者の所有となる。
- ② 出店等で使用するテント設営は、受託者で行い、人が滞留するスペースも確保したうえで活用区域内に設置すること。
- ③ 出店は設営も含め7時から開始し、21時までに営業終了、完全撤去すること。
- ④ 今後のほこみち活用の参考となるようイベントのテーマ、コンセプトに合わせ設えを可能な限り変えること。
- ⑤ ウッドデッキは、一切の車両の乗り入れができないため注意すること。

05 イベントの開催(要求水準書P4)

- ⑥ 水は受託者が準備し、排水については、受託者の責任のもと適正に処理し、側溝等に流すことがないようにすること。
- ⑦ テント等すべての設置物について、風対策を施すこと。
- ⑧ 音楽イベントを実施する際には、近隣への影響を配慮した音量とし、通行者への妨げにならないよう十分に配慮すること。
- ⑨ 大手前通りでは発動発電機が使えないため注意すること。
- ⑩ 重量物及び鋭利物を設置する場合や破損の恐れがある場合は養生を行うこと。
- ⑪ 設置物について、二日以上イベントが連続する場合であっても原則イベント終了後は完全撤去を基本とする。ただし、警察との協議の結果、存置が認められた場合はその限りではない。なお、姫路駅前から約0.15km圏内(姫路駅北側)に以下条件のもと設置物一時保管スペース(民有地)を貸出予定である。
《貸出条件》
 - (a) 面積:20㎡
 - (b) 貸出費:2,000円/日※貸出費は本契約金額に含むものとする。
 - (c) 直接の車両乗り入れは不可(屋外)
 - (d) オープンスペース(施錠設備なし)であるため、日々の管理は受託者が責任を持って行うこと。
 - (e) 貸出に応じるか否かについては受託者の判断とする。
 - (f) 貸出に係る手続きは、土地所有者が定める使用申入書により行うこと。なお、土地の賃貸借契約は受託者が契約締結するが、契約内容の詳細は本業務契約後、発注者も含めた三者で協議する。
- ⑫ 撤去後は、原状回復を行うこと。
- ⑬ 安全確保義務をはじめ、通行者も含めイベントの開催によって生じる義務、責任はすべて受託者の責任において措置するとともに、そのために必要な人員手配等も適切に行うこと。
- ⑭ イベント実施にあたっては、適宜賠償責任保険等に参加すること。

その他事項は要求水準書に記載している。提案書作成段階でもよく確認すること。